

令和 8 年 6 月 24 日
子ども若者はぐくみ局

認定こども園等における利用調整について

1 直接契約施設における利用調整緩和制度について

- 認定こども園及び地域型保育事業については、保護者と施設の直接契約であるという特性を踏まえ、待機児童が発生していない等の一定の条件を満たす市町村については、子ども・子育て会議の了解を得た場合、保護者の希望をより踏まえた利用調整が可能とされている。
- 本件について、令和 6 年度（第 2 回・第 3 回）及び令和 7 年度（第 1 回）幼保推進部会において、意見交換を行い、現状は、利用状況に余裕があるといえる状況にはないことから、将来的な動向も踏まえながら先行事例等も参考にしつつ、引き続き研究を進めていくこととした。

【参考】利用調整緩和の要件・利用調整方法

1 対象となる市町村

以下の(1)・(2)のいずれかに該当する市町村

- (1) 待機児童がおらず、保育所等の保育利用の状況に余裕のある市町村
過去 3 年間、以下の要件ア・イを満たし、各市町村における子ども・子育て会議（本市の場合は幼保推進部会）において説明し、了解を得た市町村
ア 4 月 1 日時点における待機児童が 0 人であること
イ 保育所等の利用定員数が当該市町村における利用児童数を上回っていること
 - (2) 待機児童が 0 人又はそれに比較的近い状況の市町村であって、翌年度には待機児童 0 人を達成又は維持出来る見込みが立つ市町村
- ※ 要件の詳細は省略

2 調整方法

1 の要件を満たした市町村においては、以下の利用調整方法を実施可能

- 直接契約施設・事業である認定こども園及び地域型保育事業において、当該施設を第 1 希望とする保護者の中から利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定
- 基本的には施設を通じて利用募集を行った上で、市町村が利用調整を行う。
- 第 1 希望の利用ができない場合、第 2 希望以下の施設で通常の利用調整を行う。
- 利用調整の時期は市町村が定める（全施設類型の時期を揃えることも、各園の希望時期を尊重する取扱いとすることも可能）。

※ 利用調整の緩和については、児童福祉法等に基づき発出された国通知「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて」で、直接契約施設・事業である認定こども園・地域型保育事業にだけ認められている制度であるため、保育所（園）は対象とできない。

2 本市における利用調整の現状について

(1) 保育施設・事業所の利用定員数

令和8年4月時点の保育施設・事業所の利用定員数は28,957人（前年同月比△1,256人）。

	令和6年4月	令和7年4月	令和8年4月
利用定員数	30,857人	30,213人 (△644人)	28,957人 (△1,256人)

(2) 定員割れ・定員超過施設数

- 令和8年4月時点の定員割れ施設は282施設（前年同月比＋2施設）、定員超過施設は106施設（前年同月比△2施設）となっている。
- 定員超過施設については、106施設で574人を受入れていただいているため、1施設当たり5.4名となっている。

			令和6年4月	令和7年4月	令和8年4月
施設数			419施設	421施設 (+2施設)	418施設 (△3施設)
	定員割れ	施設	265施設	280施設 (+15施設)	282施設 (+2施設)
		人数	△3,173人	△3,170人 (△3人)	△2,665人 (△505人)
	定員超過	施設	117施設	108施設 (△9施設)	106施設 (△2施設)
		人数	768人	698人 (△70人)	574人 (△124人)

(3) 第1希望に内定した児童の割合

令和8年4月の保育利用申込の内定者のうち、第1希望の保育施設等に内定した割合は83.2%と高い水準を維持している。

		令和6年4月	令和7年4月	令和8年4月
内定件数		5,585件	5,301件	5,000件
	うち第1希望	4,648件 (83.2%)	4,610件 (87.0%)	4,161件 (83.2%)

※ () は、内定件数に占める第1希望の割合

(4) 潜在的待機児童数の推移

- 潜在的待機児童として算定される、①育休中の方、②求職活動休止の方、③特定の保育園を希望された方等で、①育休中の方と③特定の保育園を希望された方については、令和6年4月当初申込まで増加傾向にあり、令和7年4月当初申込で減少に転じた。
- 今年度については、再び増加に転じたが一昨年度（令和6年4月）との比較では約8割（390人／483÷80.7％）となった。

	令和6年4月	令和7年4月	令和8年4月
①育児休業中	274	180 (△94)	199 (+19)
②求職活動休止	0	0 (0)	0 (0)
③特定園希望等	209	178 (△31)	191 (+13)
合 計	483	358 (△125)	390 (+32)

3 令和7年度（第1回）幼保推進部会での議論

令和8年2月3日に開催した令和7年度第1回幼保推進部会での議論において、

- ・ 利用調整の緩和を行った際の具体的なシミュレーションの提示
- ・ 保育利用申込の全体スケジュールの前倒しの検討

などについて、御意見をいただいた。この点について、以下のとおり、報告する。

(1) 利用調整の緩和を行った際の具体的なシミュレーション 別紙1

- 令和8年4月入所申込の実際の申請を基に、利用調整の緩和（第1希望が認定こども園又は小規模保育事業所である児童について、当該園で先行して利用調整を実施し、その後他の児童も含めて通常の利用調整を実施）を行った結果、
 - ・ 指数が高い者より低い者が内定する逆転現象が生じた事例
 - ・ 保育の優先度が低い児童であっても第1希望が認定こども園又は小規模保育施設であるということの内定。これに伴い、より保育の優先度が高い児童が他の保育施設での当該利用調整の対象となり、当該保育施設の最低指数が相対的に高まり、現行の利用調整で内定となっていた児童が保留となった事例が複数確認された。

【現行の利用調整では内定していたが、利用調整の緩和により保留となった者】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	合計
北区	3名	3名	4名	2名		12名
上京区		2名				2名
左京区	1名	2名		3名		6名
中京区		4名		1名		5名
山科区		8名		2名	1名	11名
下京区		4名				4名
南区		6名				6名
右京区			2名			2名
西京区	1名	8名				9名
伏見区	1名	1名				2名
深草支所		3名		2名		5名
	6名	41名	6名	10名	1名	64名

※ 東山区、洛西支所及び醍醐支所では生じず、5歳児は全区支所で生じていない。

- また、フルタイム就労であっても、先行した利用調整で保留となり、その後の通常の利用調整（第2希望以下の保育施設等）でも保留となり、入所先が決まらないケースがあった。

(2) 全体のスケジュールの前倒し

- 申込関係書類の配布・受付（10月1日～）及び受入枠の公表（1回目…10月1日、2回目…11月末）は、10月当初に実施しているところであり、これに至るまでには、
 - ① ポイント制の見直し検討
 - ② システム改修の必要性の検証
 - ③ 国の制度改正内容の本市制度への反映
 - ④ 保育申込冊子及び申込用紙（以下「保育申込冊子等」という。）の作成（入札事務・校正・印刷。約2万部）
 - ⑤ 各保育施設等への受入枠の照会等の準備作業が必要となり、現在は、これらの要素も考慮したうえで、受付開始の時期を設定している。
- 仮に年度当初申込のスケジュールの前倒しを行う場合、結果通知までを含めた全体の前倒し又は受付期間のみの前倒しが考えられるが、いずれの場合も以下の懸案事項があり、慎重な検討が必要となる。

【全体の前倒し及び受付期間の前倒し共通事項】

- ・ 保育利用申込に係る国の制度改正等は、6月頃に示されることが多く、改正内容を本市制度や保育申込冊子等に反映することが困難となる。
- ※ 直近の事例では、育休厳格化及び就労証明書の標準様式の導入

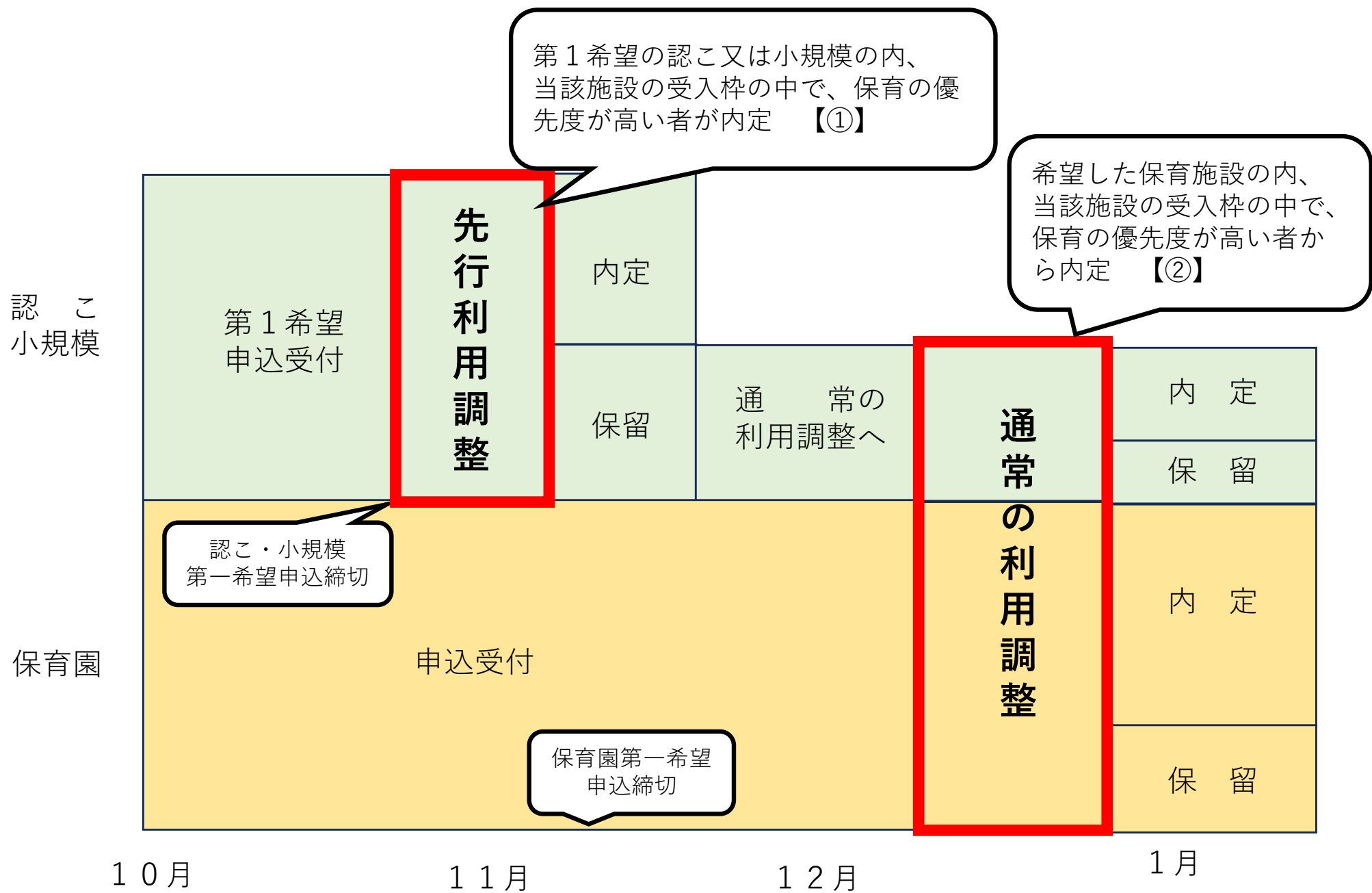
【全体の前倒し】

- ・ システム改修を伴うポイント制見直しを行う場合、一定の改修期間を確保しなければならないが、現在、システムの標準化等の影響により、全国的にIT技術者が不足しており、システム改修には、相当の期間を要する状況になっている。

4 令和9年4月申込に向けた取り組み

- 令和7年度第1回幼保推進部会では、認定こども園等における利用調整とは別に、各保育施設等において、「見学の重要性」を大変重視しているとの御指摘があった。
- 見学については、本市もその重要性については認識しており、実際に保育施設を訪問して、それぞれの施設の雰囲気を把握していただき、施設からの説明を直接聞いていただくことは、利用者と保育施設の最善なマッチングを図るうえで双方にとって重要なものであるため、次年度の保育申込冊子等において、**別紙2**のとおり、内容の充実を図る。

利用調整緩和制度導入後の申込フロー（想定）



シミュレーション

- ・ 令和7年12月時点の令和8年4月年度当初申込の申請情報を基に、直接契約施設である認定こども園及び小規模保育事業所について、【①】先行利用調整を実施。
- ・ 先行利用調整で保留となった児童及び保育園を第1希望とする児童で、【②】通常の利用調整を実施。

事例1

現行の利用調整 A小規模（1歳児 2枠）

		指数	希望順位	利用調整
1	児童 a	6 1 P	第2希望／第2希望	他園内定（第1希望）
2	児童 b	6 1 P	第2希望／第3希望	他園内定（第1希望）
3	児童 c	5 8 P	第2希望／第2希望	他園内定（第1希望）
4	児童 d	5 8 P	第6希望／第6希望	他園内定（第1希望）
5	児童 e	5 6 P	第1希望／第1希望	内定
6	児童 f	4 5 P	第4希望／第5希望	他園内定（第1希望）
7	児童 g	4 5 P	第3希望／第4希望	内定
8	児童 h	4 4 P	第3希望／第4希望	他園内定（第2希望）
9	児童 i	2 0 P	第9希望／第9希望	他園内定（第4希望）
10	児童 j	5 P	第1希望／第1希望	保留

結 果

	指数	現行の利用調整	利用調整の緩和後
児童 e	5 6 P	A小規模（第1希望）に内定	A小規模（第1希望）に ①先行利用調整により内定
児童 g	4 5 P	A小規模（第3希望）に内定	保留
児童 j	5 P	保留	A小規模（第1希望）に ①先行利用調整により内定

フルタイム就労世帯である児童 g が保留となる。

① 先行利用調整

		指数	希望順位	先行利用調整
1	児童 e	5 6 P	第1希望／第1希望	内定
2	児童 j	5 P	第1希望／第1希望	内定



② 通常の利用調整

2枠内定のため、実施せず。

事例 2

現行の利用調整

B 小規模（1 歳児 6 枠）

		指数	希望順位	利用調整
1	児童 a	4 5 P	第 1 希望／第 1 希望	内定
2	児童 b	4 4 P	第 1 希望／第 2 希望	内定
3	児童 c	4 3 P	第 3 希望／第 3 希望	内定
4	児童 d	4 2 P	第 1 希望／第 2 希望	内定
5	児童 e	4 1 P	第 1 希望／第 3 希望	内定
<u>6</u>	<u>児童 f</u>	<u>3 3 P</u>	<u>第 2 希望／第 4 希望</u>	<u>内定</u>
<u>7</u>	<u>児童 g</u>	<u>2 2 P</u>	<u>第 1 希望／第 6 希望</u>	<u>他園内定（第 3 希望）</u>

結 果

	指数	現行の利用調整	利用調整の緩和後
児童 c	4 3 P	B 小規模（第 3 希望）に内定	B 小規模（第 3 希望）に通常の利用調整で内定
児童 f	3 3 P	B 小規模（第 2 希望）に内定	保留
児童 g	2 2 P	第 3 希望である別の保育施設に内定	B 小規模（第 1 希望）に先行利用調整で内定

児童 f（3 3 P）と児童 g（2 2 P）と優先度の逆転現象が生じる。

① 先行利用調整

		指数	希望順位	先行利用調整
1	児童 a	4 5 P	第 1 希望／第 1 希望	内定
2	児童 b	4 4 P	第 1 希望／第 2 希望	内定
3	児童 d	4 2 P	第 1 希望／第 2 希望	内定
4	児童 e	4 1 P	第 1 希望／第 3 希望	内定
<u>5</u>	<u>児童 g</u>	<u>2 2 P</u>	<u>第 1 希望／第 6 希望</u>	<u>内定</u>

② 通常の利用調整

6 枠－5 枠（先行利用調整）＝1 枠

		指数	希望順位	利用調整
6	児童 c	4 3 P	第 3 希望／第 3 希望	内定
7	<u>児童 f</u>	<u>3 3 P</u>	<u>第 2 希望／第 4 希望</u>	<u>保留</u>

※ 児童 f の第 1 希望は、保育園であるため、先行利用調整の対象とならない。

事例 3

現行の利用調整

C こども園（1 歳児 2 枠）

		指数	希望順位	利用調整
1	児童 a	6 1 P	第 3 希望／第 3 希望	他園内定（第 1 希望）
2	児童 b	6 0 P	第 7 希望／第 1 0 希望	他園内定（第 1 希望）
3	児童 c	6 0 P	第 1 希望／第 1 希望	内定
4	児童 d	6 0 P	第 1 希望／第 1 希望	内定
5	児童 e	5 9 P	第 1 希望／第 3 希望	他園内定（第 2 希望）
6	児童 f	5 6 P	第 2 希望／第 2 希望	他園内定（第 1 希望）
7	児童 g	5 3 P	第 2 希望／第 4 希望	他園内定（第 1 希望）

結 果

	指数	現行の利用調整	利用調整の緩和後
児童 e	6 0 P	第 2 希望である別の保育施設に内定	保留

- ・ 児童 e について、C こども園での先行利用調整の対象となるが、次点で保留となり、通常の利用調整へ。
- ・ 第 2・第 3 希望では、認定こども園を希望しているため、当該園での先行利用調整の実施により、受入枠がないため、通常の利用調整でも保留。
- ・ 現行の利用調整では、相応のポイント（5 9 P）があるため、第 1 希望の c こども園ではないが、第 2 希望に内定（＝保留とはならない）

① 先行利用調整

		指数	希望順位	先行利用調整
1	児童 c	6 0 P	第 1 希望／第 1 希望	内定
2	児童 d	6 0 P	第 1 希望／第 1 希望	内定
3	児童 e	5 9 P	第 1 希望／第 3 希望	保留
	...			
9				

② 通常の利用調整

2 枠内定のため、実施せず。

令和 8 年度 保育利用申込みの御案内

令和 8 年 1 0 月

京都市子ども若者はぐくみ局

京都市区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室

この御案内は、保育園（所）、認定こども園の保育園部分、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所（以下「保育施設・事業所」といいます。）の入園（所）申込みについてお知らせするものです。

<御注意ください！！>

- 令和 8 年 4 月保育利用の一次調整の申込締切は 1 1 月 1 4 日（金）必着です。
- 1 1 月 1 5 日（土）以降にお申し込みいただいたものは一次調整の対象とはならず、二次調整以降の対象となり、結果通知も 2 月末以降となります。

<目次>

1 保育施設・事業所の種別	1 ページ
2 教育・保育給付認定の概要	1 ページ
3 京都市内の保育施設・事業所を利用できる方	2 ページ
4 保育時間	2 ページ
5 教育・保育給付認定における保育必要量・有効期間	3 ページ
6 申込方法及び申込受付期間	3 ページ
7 申込みに必要な書類	4 ページ
8 申込みにあたっての留意事項	5 ページ
9 利用調整について	6 ページ
1 0 利用調整にあたっての留意事項	7 ページ
1 1 令和 8 年 4 月利用開始に関する手続	8 ページ
1 2 保育利用にあたっての留意事項	9 ページ
1 3 多様な保育サービス	1 0 ページ
1 4 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の申込みについて	1 1 ページ
1 5 「マイ保育園・こども園」「マイ幼稚園」事業について	1 1 ページ
1 6 利用者負担額（保育料）	1 2 ページ
1 7 保育利用に関するよくある御質問	1 2 ページ
1 8 京都市の保育利用の優先度判定基準	1 7 ページ
※ お問合せ先は裏表紙を御覧ください。	

保育申込に当たっての留意事項（保育施設等への事前見学をお願い）

- ・ 希望する保育施設等については、必ず事前に児童同伴で全て見学していただいた上で、通園可能な保育施設等のみを御記入ください。
- ・ 各保育施設等によっては、保育の方針、雰囲気や時間外（延長）保育など様々な違いがあります。お子さまが毎日通う施設となるため、必ず事前に見学をしてください。



1 保育の利用開始・終了希望日、希望保育時間

保育開始希望日	☐ 令和 8 年 4 月 1 日 ☐ 年 月 日	保育終了希望日	☐ 就学前まで ☐ 年 月 日
希望保育時間	午前・午後 時 分 から 午後 時 分まで		

2 利用を希望する保育施設・事業所 (3人目以上の保育申込も希望する場合、この申込書(2/2)をもう1部提出してください。)

ふりがな	第1希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未	第2希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未	第3希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未
児童氏名	第4希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未	第5希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未	第6希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未
生年月日	年 月 日					
第7希望以降の希望施設	(希望順に施設名を記入)					
現在の保育の状況	⑤～⑭を選択した場合、利用している施設 施設名 () ☐ 転園希望 ☐ 小規模等からの卒園					

ふりがな	第1希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未	第2希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未	第3希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未
児童氏名	第4希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未	第5希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未	第6希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未
生年月日	年 月 日					
第7希望以降の希望施設	(希望順に施設名を記入)					
現在の保育の状況	⑤～⑭を選択した場合、利用している施設 施設名 () ☐ 転園希望 ☐ 小規模等からの卒園					

(3人目以上の申込み 有)

2 利用を希望する保育施設・事業所 (3人目以上の保育申込も希望する場合、この申込書(2/2)をもう1部提出してください。)

ふりがな	第1希望	〇〇保育園 所在区 (中京区) 見学：済 (8 年 8 月) ・未	第2希望	〇〇保育園 所在区 (中京区) 見学：済 (8 年 8 月) ・未	第3希望	□□こども園 所在区 () 見学：済 (年 月) ・未
児童氏名	第4希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未	第5希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未	第6希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未
生年月日	R 8 年 8 月 8 日					
第7希望以降の希望施設	(希望順に施設名を記入)					
現在の保育の状況	⑤～⑭を選択した場合、利用している施設 施設名 () ☐ 転園希望 ☐ 小規模等からの卒園					

ふりがな	第1希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未	第2希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未	第3希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未
児童氏名	第4希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未	第5希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未	第6希望	所在区 () 見学：済 (年 月) ・未
生年月日	年 月 日					
第7希望以降の希望施設	(希望順に施設名を記入)					
現在の保育の状況	⑤～⑭を選択した場合、利用している施設 施設名 () ☐ 転園希望 ☐ 小規模等からの卒園					

見学をしていない場合は、出来る限り申込期間内に行ってください。

(3人目以上の申込み 有)